

青森県と青森市の共同経営・統合新病院基本構想・計画策定支援等業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、青森県と青森市の共同経営・統合新病院基本構想・計画策定支援等業務を委託するにあたり、青森県と青森市の共同経営・統合新病院基本構想・計画策定支援等業務仕様書に基づいて、事業者から企画提案を受け、最優秀提案者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

青森県と青森市の共同経営・統合新病院基本構想・計画策定支援等業務

(2) 業務内容

別紙1「青森県と青森市の共同経営・統合新病院基本構想・計画策定支援等業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約を締結した日から令和6年3月31日まで

(4) 提案の上限金額

30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加者資格要件

下記の(1)から(9)を全て満たすことを条件とする。

- (1) 単体企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 本要領公表以降、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第902号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 平成28年度以降、許可病床400床以上の病院整備（新築又は全改築に限る。）に関する基本構想又は基本計画（医療機器整備の計画作成など、基本計画の一部を受託したものを除く。）を担当しかつ、履行した実績を有すること。
- (6) 平成28年度以降、許可病床400床以上の病院整備（新築又は全改築に限る。）に関する設計と条件又は要求水準書の作成を担当しかつ、履行した実績を有すること。
- (7) 次のいずれかを満たす者を配置すること。
 - ① 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会認定登録医業経営コンサルタント
 - ② 一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会認定コンストラクション・マネジャー
- (8) 本業務を担当する管理責任者は、上記(5)の業務の履行に管理責任者として携わった実績を有すること。

(9) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団という。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 応募書類の提出等に関する事項

(1) 参加の申込

参加を希望する事業者は、以下により申し込むこと。

① 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 申立書（様式第2号）
- ウ 会社等概要（様式第3号）
- エ 業務経歴表（様式第4号）
- オ 納税証明書（写）

国税及び地方税の未納がない旨の証明書で、所在の市役所及び申告先の税務署が発行したもの（申請日前3ヶ月以内に交付されたもの）

- カ 配置予定者調書（様式第5号）

② 提出先

「1.1 事務局及び書類の提出先」に提出すること

③ 提出方法

郵送又は持参

④ 提出期限

令和4年10月31日（月）午後5時（郵送の場合は当日消印有効）

(2) 質問の受付

本要領及び仕様書に関して質問がある場合は、以下により書類を提出すること。

① 提出書類

- 質問書（様式第6号）

② 提出先

「1.1 事務局及び書類の提出先」に提出すること

③ 提出方法

電子メール

④ 提出期限

令和4年10月26日（水）午後5時

⑤ 回答方法

質問に対する回答等は、10月28日（金）までに青森県立中央病院ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出

参加申込書を提出した事業者は、以下により書類を提出すること。

① 提出書類

ア 企画提案書（様式第7-1号から第7-3号）

イ 見積書・積算内訳書（任意様式）

② 提出部数

20部（正本1部、副本19部）

③ 提出先

「11 事務局及び書類の提出先」に提出すること

④ 提出方法

郵送又は持参

⑤ 提出期限

令和4年11月11日（金）午後5時（郵送の場合は当日消印有効）

(4) ヒアリングの実施

企画提案書を提出した事業者（以下「企画提案者」という。）は、以下によりヒアリングを実施する。

① 日時

令和4年11月22日（火）（予定） ※時間は別途通知する。

② 場所

青森県立中央病院 3階 大会議室

③ ヒアリング時間

45分程度（プレゼンテーション25分、質疑応答20分程度）とする。

④ 説明資料

提出のあった企画提案書に基づくものとするが、提案書概要版及びプロジェクターを用いた説明は認める。なお、プロジェクター、スクリーン及びレーザーポインターは事務局が準備するが、パソコン等は企画提案者が準備すること。

⑤ 参加者

当日の参加者は2名以内とする。

5 審査及び選定方法等

(1) 企画提案書の審査は、「青森県と青森市の共同経営・統合新病院基本構想・計画策定支援等業務企画提案審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書及びヒアリングの内容等を別紙2「企画提案審査評価基準」に基づき行う。ただし、応募状況に

よっては事前に書面審査を行う場合がある。

- (2) 審査の結果、評価点数の合計点数が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じて次点者を選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決することとする。
- (3) 審査の結果、提出された全ての提案について、契約の目的を十分達成できないものであると判断される場合は、最優秀提案者を選定しない。
- (4) 企画提案者が1者のみの場合であっても、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できる場合は、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (5) 審査結果は、各企画提案者に対して書面により通知する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の状況等により、審査方法等を変更する場合がある。その場合、企画提案者に改めて通知する。

6 失格要件

企画提案者が次のいずれかに該当したときその他不正な行為があったときは失格とする。また、最優秀提案者を選定した後、契約の締結前までに当該提案者に失格事由が発生したときも同様とし、その場合の取扱いについては、審査会において協議し決定する。

- (1) 本要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が備わっていないとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案の内容が提案上限金額を上回るとき
- (6) その他、審査会において適切でないと認められるとき

7 全体スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 質問書の提出期限 | 令和4年10月26日(水) |
| (2) 参加申込書等の提出期限 | 令和4年10月31日(月) |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 令和4年11月11日(金) |
| (4) ヒアリングの実施 | 令和4年11月22日(火) |
| (5) 審査結果の通知 | 令和4年11月下旬(予定) |
| (6) 契約締結 | 令和4年11月中(予定) |

8 参加の辞退

参加申込書を提出した後に、参加を辞退しようとするときは、参加辞退届(様式第8号)を「11 事務局及び書類の提出先」に提出すること。

9 契約手続

- (1) 最優秀提案者から見積書を徴取の上、随意契約による契約手続を行う。
- (2) 本業務に係る仕様及び契約内容については、最優秀提案者との協議を経て決定する。

- (3) 最優秀提案者と協議が整わない場合、又は最優秀提案者が見積書の提出を辞退したとき若しくは見積決定後、青森県が指定する日までに正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と同様の手続を行う。
- (4) 契約にあたっては、契約書を取り交わす。
- (5) 委託事業の全部又は一部を第三者に再委託することは認めない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者と委託者が協議の上、変更することができるものとする。

10 その他

- (1) 企画立案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出された書類は、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）の規定に基づき、第三者に開示する場合がある。

11 事務局及び書類の提出先

本事業に係る事務局及び全ての書類の提出先は、以下のとおりである。

(1) 担当部署

青森県病院局運営部地域医療課

(2) 所在地

〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20-12
青森県警察本部交通管制センター2階

(3) 電話番号

017-718-3140

(4) 電子メールアドレス

kenichi_kawashita@pref.aomori.lg.jp